

〈家族〉のはじまり

- 家族ということばはいつ使われるようになったか -

広井 多鶴子

はじめに

- 1 〈家族〉の登場
- 2 〈親族〉の範囲
- 3 〈戸〉の範囲
- 4 〈家族〉の確立

おわりに

はじめに

家族は社会の基礎単位であり、人類に普遍的な親族集団であると考えられてきた。どんな民族も、いつの時代も、人間は家族という基礎的な集団を形成することによって、人類の再生産をはかってきたというのである。しかし、家族ということばが、近代化の過程で使用されるようになった新しいことばだとしたら、はたして家族は人類に普遍的な集団だと言えるだろうか。

確かに、家族ということばがかつて使われていなかったとしても、そこには血縁者を中心とした集団生活があっただろう。それは日本の場合、家である。だからこそ家に関する膨大な研究が、家族史研究として蓄積されてきた。しかし、家族ということばの誕生は、単に従来の家を家族と呼び換えたということではない。様々な人的なつながりの中から、家族という新たな集団が形成されたことを意味する。結論的に言えば、家族ということばが使われるようになったのは、幕末から明治初年にかけて、つまり 19 世後半であった。そして、明治初年以降の法制度の整備の中で、家族という語が使われることによって、それまでの家をめぐる人間関係に変更が加えられていく。では、どのような変更がなされたのか、具体的に見ていこう。

1 〈家族〉の登場

家族ということばは、森岡清美によれば、明治初年以降、戸主の統率下にある「家の人々」を指すことばとして、主に法令の中で使われ出したとされる。その一方で、森岡は、「家族という語は、近代の法令で用いられるよりも前から、普通の人々がふだんの生活で使う日常語であった」と分析する（森岡清美・望月崇『家族関係』日本放送大学出版協会 1987 年 13 頁）。

だが、家族ははたして普通の人々がふだんの生活で使う日常語だったのだろうか。確かに、家族という語は漢語としては古い語である。だが、漢語は近代以前にはそれほど使われてはいなかった。現在使われている漢語の多くは、幕末から明治初期にかけて用いられるようになったことが知られている。家族という漢語もまた、日本語学の研究によると、漢籍・仏典に典拠が見られるものの、わが国

の文献にも古辞書類にも見えず、幕末になってはじめて用例が見いだされる語とされる（佐藤亨『幕末・明治初期語彙の研究』桜楓社 1986 年 234 頁）。辞書や文献に見られない漢語を人々が日常生活で使っていたとはとても思えない。家族という語は、幕末以後、使われるようになった新しいことばだったのである。

実際、幕末に出された清水卯三郎の和英辞典『ゑんきりしことば』（万延元、1880 年）には、家族という項目はなく、「やから」が「ファミリー」と訳されている。石橋政方の『改正増補英箋』（万延 2、1861 年）でも、「家族」の項はなく、「親族」に family の語が当てられている。有名なヘボンの『和英語林集成』の初版（慶応 3 年、1867 年）でも、家族という語は見当たらず、family の訳語には、「家内」や「眷族」が当てられている。

ヘボンの辞書で、家族という語が登場するのは、第 2 版（明治 5 年）からである。第 2 版では、household の 2 番目の訳語として「家族」が登場し、「家族」が family と英訳されている。だが、family の訳語は初版をかなり変更しつつも、「家内のもの」「家内中」「眷族」となっていて、家族とは訳されていない。family の和訳として家族が登場するのは、明治 19（1886）年の第 3 版である。第 3 版の family の訳語は、第 1 に「家内のもの」、ついで「家族」である（表 1）。

表 1 ヘボン『和英語林集成』における家族関係の訳語

	family	home	house	その他
『和英語林集成』 初版 慶応 3 年 1867 年	家内 眷族 内輪	居るところ 住まいどころ 住 まい 家 うち やど	家 うち やど すまい け	
『和英語林集成』 第 2 版 明治 5 年 1872 年	家内のもの 家内中 内輪 眷 族 家筋 種類	居るところ 住まいどころ 住み処 住まい 家 うち やど 宅 住所	家 うち やど 住まい け 宅	household : 家内 家族 家 : a house, a family 家族 : family ; all the members of a family
『和英英和語林 集成』第 3 版 明治 19 年 1886 年	家内のもの 家族 家内中 内輪 眷族 家筋 種類 家柄	いどころ 住まいどころ す みか すまい 家 うち やど 宅 住所	家 うち やど 住まい け 宅	household : 家内 家族

国語辞典を調べてみると、最も初期の近代的国語辞典とされる大槻文彦の『日本辞書言海』（明治 22-24 年）では、「家族」の項目は、「一家ノ族」と書かれている。明治 26 年の山田美妙の『日本大辞典』

では、「家族」について、「漢語。一家一門」とある。だが、それ以前の『ことばのその』(近藤真琴編、明治18年)には、「やから」はあっても、「かぞく」という語はない。『ことばのはやし』(物集高見、明治21年)にも「かぞく」という項目はなく、「みうち」の項に、「家族、うからやからをいふ」という説明が載っているだけである。

これだけでははっきりと断定はできないが、おそらく、家族がかなり広く使われるようになるのは、国語辞典に登場する明治20年前後、1880年代後半ではないかと思われる。ちなみに、「家庭」という漢語も、事情は変わらない。家庭は、明治20年代になってはじめて雑誌などで広く使われるようになったことが明らかにされている(小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房1999年)。

しかし、こうした明治初期の家族という語の意味は、今日の家族とかなり異なっている。家族という語は、これまで見てきた辞書では、一家の族、一家一門、身内、うからやから、家内、眷族、内輪、家筋、家柄、家、といったことばに置き換えられていた。これらの語のうち、家内(の者)ということばは、かつて「非親族を包含した我が国の家の構成を表す」ものだったという(新見吉治『壬申戸籍に関する研究』日本学術振興会1959年448頁)。その他の一家の族、一家一門、うからやから、眷族、家筋といった語もまた、現在の家族イメージとはかなり異なる。これらは、家族というより親族、親類に近く、非血縁者を含む場合もある。つまり、明治前期の辞書で家族と置き換えられたことばは、いずれも今日の家族概念より広く、非血縁者を含む家の構成員あるいは親族や同族を指すことばだったのである。

とすれば、家族という語は、そもそもこうした広がりを持つ語として使われ出したのではないか。というより、今日のように家族と親族などを区別する発想が、明治初年まではそれほど明瞭ではなかったのではないだろうか。高柳信三は、「徳川時代には家の固有の構成員を総括する特別の言葉はなかった」ようだが、「これと他の親族とを区別する観念」は存在していたと述べる(「徳川時代の封建法における親族の構成と意義」『中田先生還暦祝賀法制史論集』岩波書店1937年84頁)。このことは、親族関係の内部に様々な地位や権限の区分を含みながらも、今日の家族に当たるような独立した小集団は形成されていなかったことを表しているのではないだろうか。玉城肇によれば、明治初年には「いぜんとして親族と姻族、および同族と親族の区別は明らかでなかったし、家族と親族との区別すら明確ではな」かったという(『日本家族制度論』法律文化社1971年104頁)。では、どのようにして家族が他の親族や一族から区分されるようになったのか。以下では、明治初年以降の法制度の変遷の中からこうした問題を考えていきたい。

2 〈親族〉の範囲

幕末から明治初年の慣例を収集した『全国民事慣例類集』によれば、当時、「親類」については、「何親等ヲ称スルト云定例」はなく、「戸主ノ従兄以内」の血縁者のみならず、「本末家ノ間柄」もまた、「親類」として位置づけられていたとされる。

明治政府は、こうした人々の当時の習慣をかなり変更しようとした。明治3(1870)年12月に公布

された「新律綱領」の「五等親図」（表2）は、親族の順位、等級を幅広く定めるとともに、血縁関係（姻族を含む）のみによって親族を構成した。そして、この五等親のみを親族とすると定め、直接的な血縁関係にない分家や同姓の者は親族ではないとしたのである。

表2の五等親図を一見して、まず、親族の等級が今日とはかなりちがうことに驚かされる。たとえば、夫は1等親だが妻、妾は2等親、夫の父母は1等親だが、妻の父母は5等親、夫の姪（兄弟の子）が3等親なのに対し、夫の兄弟は4等親である。こうした序列は、古代の律令制で採用されていた等親制に基づいている。この等親制は、「もっぱら世数によって血縁の親疎を計算する」今日の親等制とは「本質的に異なるもの」であり、「封建的家族制度における親族秩序の封建制とその思想を如実に示していた」とされる（青山道夫他編『新版注釈民法（21）親族（1）』有斐閣1989年106頁、中川高夫執筆部分）。

だが、このような法律にもかかわらず、なお、親族の範囲や概念は混乱していたようである。新律綱領が出されてからも、各県から親族とはどの範囲までかといった問がたびたび寄せられ、そのたびに、関係する政府機関から親族は新律綱領の五等親までとする指令が出された。にもかかわらず、明治9年の太政官布告75号は、「血属」のない者についても「等親外ノ親属」と認めている。

その後、新律綱領の五等親図は、旧刑法の制定（明治13年）によって廃止となる。かわって、刑法は刑事上の「親属」を定めたがそれにより、改めて親族の概念が問題となった。新律綱領にかわって、刑法の規定を民法上にも適用していかどうか問われたのである。この点について、参事院は、「親族ト称スル者ノ区域」はいまだ法律で決められておらず、刑法の規定は民法上に適用できないと判断した（明治15年3月29日）。これを受けて、太政官は、民事上の親族とは「各家祖先以来本支等ノ縁故アル者」と「現在ノ続合アル者」を総称するとし（明治15年4月18日指令）、親族概念を大幅に拡大した。その結果、これらの親族の範囲は「各自ノ思想」に任せればよく、「続柄ノ遠近ト交際ノ親疎」も問わないとされた（明治15年9月4日内務省指令）。このように、旧刑法の制定は、刑事上の親族概念と民事上の親族概念との分離を生み出し、民事上の親族概念については、直接的な血縁関係のない者も含み、ほとんど無限定な広がりを持つものとなった。

3 〈戸〉の範囲

次に、戸籍が規定する〈戸＝家〉の範囲について見ていこう。全国統一の戸籍制度ができたのは、明治4（1871）年の太政官布告第170号戸籍法、いわゆる「壬申戸籍」によってであった。壬申戸籍は、明治元（1868）年の「京都府戸籍仕法」や明治2年「東京府戸籍法」などが華族、士族、平民といった身分別に戸籍を作成（族属主義）していたのを改め、基本的に総ての国民を同一の戸籍に記載した。

この壬申戸籍は、戸の構成員という点では、次のような歴史的な意味を持っていたと思われる。それは、第1に、「臣民一般」「其居住ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺スナキヲ旨トス」（戸籍法第一則）という方針に基づいて、戸籍が編成されたことである（住所地主義）。つまり、戸籍法は、脱藩者や帳外の者、浮浪者をなくし、すべての者を戸籍に記載するために、居住する家の屋敷番号や戸番号を本籍と

し、居住地ごとに戸を設定した。この居住地主義によって親族関係が区分され、同一の住居にない以上、基本的に血縁者であっても同一の戸とは見なされなくなった。

第2に、壬申戸籍は、血縁関係やその移動を把握する身分登録としての役割を強め、戸を基本的に血縁者の集団として組織した。壬申戸籍は、戸籍に記載すべき順位（「戸籍同戸列次ノ順」）について、「第四号戸籍書式」で下記のように定めた。

戸主 高祖父母 曾祖父母 祖父母 父 母 妻 子 婦 孫 曾孫 玄孫
兄弟 姉妹 大伯叔母父 伯叔母父 甥姪 従弟 従弟違 又従弟
兄弟姉妹夫妻 大伯父母夫妻 伯叔父母夫妻 従弟以下夫妻

江戸時代の人別帳の多くは、当主の次に妻を置いたのに対し、この「戸籍同戸列次ノ順」が、戸主の次に直系尊属、ついで妻を記すものとしたのは、儒教の影響であると言われている。だが、先に見た新律綱領の五親等図に比べると、戸主のみの系譜に限定しつつも（姻族は含まない）、男系・女系の順位の差を縮小した。そのため、五親等図の等親制というよりも、今日の親等制に近い配列になっている。

第3に、壬申戸籍は家族の範囲を定め、家族という語を戸籍法上に定着させた。壬申戸籍は当初、家族という語は用いなかったが、明治5年の太政官第四号（達）の「戸籍総計書」で、「家族」の数を集計するように改めた。これにより、家族という語が戸籍法上の用語として定着することになったものと思われる。この家族は、先の「戸籍同戸列次ノ順」に戸籍上に記載された血縁者を意味し、これ以外は家族とは見なされないものとなった。

第4に、壬申戸籍は、「附籍」という新たな制度を設けることによって、傍系親族などを家族とは異なる附籍という扱いにすることを可能にした。附籍は、「此迄厄介ト号セシモノ或ハ縁故アリテ養育スルモノ等」（第二十九則）を指す。この附籍は他の構成員とは違って、戸主の正式な構成員、つまり家族とは認められず、戸主、家族の後に記載されるものとされた。この附籍制度によって、妻の連れ子や、離婚後実家に復籍する妻（戸主の娘）の子、叔父、叔母、甥や姪は附籍として戸籍に登録された（神谷力『家と村の法史研究』お茶の水書房 1993年 199-201頁）。これらが附籍扱いにされたのは、おそらく傍系親族などは本来別の戸籍を形成すべきであり、家は基本的に直系親族によって構成されるべきものと考えられていたからだろう。

第5に、壬申戸籍はまた、戸の中に同居する使用人などの非血縁者を附籍として組み込んだ。壬申戸籍では、一家全部が他の家の附籍となる全戸附籍も認められており、使用人の場合はそうした全戸附籍が少なくなかったとされる。全戸附籍の場合、附籍となる前の戸は維持されるものと見なされたため、附籍先の戸には2つの戸が存在することになった。それゆえ、附籍制度は、「戸主とその家族で構成される一つの戸を単位に編成した、壬申戸籍制度の原則と矛盾、衝突し、当時の戸籍制度錯乱の因となり、果となった」とされる（神谷力前掲書 163頁）。

以上のように、壬申戸籍は家族という語を戸籍上の用語として生み出し、親族と家族を区分し、さらに、家族の範囲を確定したという点で、歴史的な意味を持つものだった。だが、壬申戸籍は、本来

別の戸に属するはずの血縁者や非血縁者を附籍として組み入れた。その意味で壬申戸籍は、基本的に〈戸=家〉を〈家族=血縁者〉の集団として形成しながらも、家族のみの集団としては純化しえなかったのである。家が家族のみの集団となるには、民法の制定をまたなくてはならなかった。

4 〈家族〉の確立

民法は、明治初年から草案の作成が始まるが、最初に制定されたのは、明治 23 (1890) 年の「民法人事編」(旧民法)であった。だが、旧民法は法典論争によって施行延期となったため、実際に施行されたのは、明治 31 (1898) 年の「民法親族編」(明治民法)が最初である。

民法の制定が、これまでの親族や家族に関する制度・習慣に大きな変更を加えた点は、まず第 1 に、「親等制」が採用されたことである。新律綱領や戸籍法、旧刑法の親族規定とは異なり、民法は、旧民法「第一草案」(明治 21 年)以降、「西洋ノ親属例」にしたがい親等制を採用することによって、血縁の親疎のみによって血縁関係を等級づけた。それは、親族を「天倫」の関係として意味づけるものであった。

第 2 に、親等制の採用により、親族は血縁者に限定されるとともに、その範囲も六等親までに限られた。前述のように民法施行以前、親族は必ずしも血縁者に限られていなかったが、親等制の採用は、親族を血縁者に限り、同族や同姓の者を親族から排除することになった。六親等というのはかなり広いように思えるが、民法制定に当たって参照されたフランス民法は十二親等、イタリア民法は十親等までを親族と定めており、明治民法はこれらよりはるかに親族の範囲を制限するものだった。しかも、六親等のうち、相互に扶養義務を負うのは基本的に直系親族と兄弟姉妹だけであり(明治民法 954 条)、その他の親族は扶養義務を負わないものとされた。その結果、扶養義務から家の制約が取り払われ、たとえば、離婚によって家を去った妻とその子の間には直系親族としての扶養関係が維持されることとなった。

第 3 に、民法は家族の範囲を法的に明記し、戸主と家族の権利・義務を定めた。明治民法 732 条は、「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ配偶者ハ之ヲ家族トス」とし、747 条は「戸主ハ其家族ニ対シテ扶養ノ義務ヲ負ウ」と規定した。このように、戸主の扶養義務が家族に対するものに限定されるとともに、その権限もまた家族に対するものに限定された。同時に、親族会の規定は残るものの、他の親族からの関与が制限され、家族としての独立性が高められることになった。だが、このことは反面、戸主の他の親族に対する権限が失われたことを意味する。つまり、明治民法が規定した戸主権は、「単一家族の戸主権であり、同族の長としての家長権ではなかった」(米村千代『「家」の存続戦略』勁草書房 1999 年 157 頁)のである。明治民法はまた、746 条で「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と規定するが、氏も同様に、戸主と家族のみが称する家族の氏となった。

第 4 は、附籍制度の廃止である。附籍制度は発足の当初からその扱いが問題となったが、明治 19 (1886)年戸籍でも維持され、廃止されたのは明治民法と明治 31 年式戸籍法の制定によってであった。これにより、非血縁者は同一戸籍には載せられず、〈戸=家〉は血縁者に限定されることになった。附

籍が廃止されたことは、たんに戸の中から夾雑物が取り除かれたということだけではない。少なくとも法制度上、誰もが附籍ではなく、自分の家に所属する家族の一員となったことを意味する。

明治民法の家制度については、これまでその前近代性が強調されることが多かったが、こうしてみると、「明治国家が民法に織り込んだのは『家』というよりもむしろ『家族』であった」（前掲書 141 頁）という米村千代の大胆な指摘は、十分説得的ではないかと思う。もちろん、法律が制定されたからといってすぐに現実の生活習慣や人間関係が変わるわけではないが、民法の制定が、今日の家族につながる近親者の集団を生み出すのに果たした役割を否定することはできない。

おわりに

私たちは、家族は他の親族や人間関係とは違う特別な存在であると考えている。それは、主に「自然」の血縁という絆に基づく切り離しえない関係だと考えているからだろう。だが、こうした考え方が、明治以降の近代化の過程で創られてきたものである。血縁の近さによってのみ、親族関係を等級づける親等制が施行されたのは、明治民法によってであった。他の家の戸籍に附籍として記載されることがなくなり、誰もが家族の一員として自分の家の戸籍に登録されるようになったのも、明治 31 年式戸籍によってであった。

しかも、ほんの百数十年前までは、家族という特別なことばはなかったのである。親族関係も必ずしも血縁者に限定されていなかった。西欧でも、奉公人や奴隷を含む一家内の人々全体を意味したラテン語の *familia* が、今日の家族のような夫婦、親子といった限られた少数の血縁者を意味するようになったのは、17、8 世紀以降とされる（M. ミッテラウアー他『ヨーロッパ家族社会史』名古屋大学出版会 1993 年 7—8 頁）。家族は人類に普遍的な集団なのではない。近代社会が社会の基礎単位として家族を形成し、意味づけてきたのである。

ここでこうした家族の歴史を探ることは、日本の伝統や過去のおよき習慣を見出したり、過去を今に再現しようとするためではない。現在の私たちが当然と見なし、そうでなくてはならないと思いつている発想を、歴史の中で対象化し、相対化することによって、そこから少しだけ自由になるためである。家族こそ今日の私たちにとって最大のより所であるがゆえに、最も囚われているものの一つにちがいない。